

## 令和2年度 通いの場事業費補助金

### 1 補助の目的

高齢者をはじめとし、広く地域住民を対象として、住民主体によるふれあいサロンやコミュニティカフェ等の通いの場を提供する団体に対して補助することにより、地域の支えあいの活動の推進を図ります。

### 2 共通要件

- (1) 営利活動、政治活動又は宗教活動を主たる目的としない団体が実施する事業であること。
- (2) 会則等を規定し、団体の活動目的を明示している団体が実施する事業であること。
- (3) 市内に活動拠点があり、5名以上の構成員のいる団体が実施する事業であること。
- (4) 住民主体により実施していると認められる事業であること。
- (5) 事業の主な利用者が高齢者であり、特定の地域の居住者に限定していないこと。  
(多世代の場合も可。但し、参加者・利用者の一部が高齢者の場合は不可)
- (6) 定期的に介護予防に取り組み、年1回フレイルチェックを実施すること。  
※フレイルチェック実施希望日の90日以上前に、ほのぼのプラザ（電話 7170-5570）へ事前申し込みしてください
- (7) 通いの場を目的とした面積が30㎡以上であること。
- (8) 支えあい会議に参画し、連携して実施する事業であること。
- (9) 高齢者、子ども子育て、障害者支援等の連携・協力意志があり、利用しやすい環境が整えられていること。
- (10) その他、法令に係る必要な手続きを行っていること。

### 3 種類別要件と補助金額

#### ①週1型

要件	・週1日以上（年間45回程度）開催していること。 ・1日あたりの開催時間は、3時間以上であること。 （開催時間中は新たな来訪者に対応できる体制であること。）
補助金額	・[運営費補助] 上限10万円/年 （10万円以上の改修費及び備品購入費を除く。）

#### ②常設型

要件	・週4日以上（年間180回程度）開催していること。 ・1日あたりの開催時間は、5時間以上であること。 （開催時間中は新たな来訪者に対応できる体制であること。）
補助金額	・[運営費補助] 上限24万円/年 （20万円以上の改修費及び備品購入費を除く。） ・[個人宅等活用補助] 活動に係る経費の補助 上限5万円/年 [家賃補助] 家賃の1/2を補助 上限5万円/月

### ③常設型開設準備

要件	・上記②常設型に該当する活動を開設予定であること。 ・立ち上げに要する備品購入費、敷金、礼金、改修費等の経費。
補助金額	・開設準備に係る経費の9/10を補助 上限100万円/年

※ 対象外経費 : 食料費、慶弔費、記念品

## 4 申請方法・審査

申請方法：窓口持参（要予約）または郵送 ※1 【新規申請は窓口持参のみ】

	申請受付期間 (申請書類の審査)	その他の審査に関すること	
		現地調査	プレゼン
週1型	令和2年 1月21日～5月22日	新規申請団体 ※2	—
常設型			新規申請団体 ※3
開設準備			※3

※1 希望により、メールにて申請書類の事前確認ができます。

※2 新規申請団体以外でも必要に応じて、現地調査を行う場合があります。

※3 新規申請団体以外であっても地域で複数の申請があった場合は、必要に応じてプレゼン審査を行う場合があります。

## 5 審査結果と補助金交付

審査結果は令和2年6月下旬、補助金交付はそれ以後を予定しています。

交付決定後に請求書の提出が必要です。

## 6 その他（注意事項等）

- (1) 「補助金を目的以外に使用したとき」「本来の趣旨と逸脱」「補助事業が実施されなかった」「事業報告、収支決算報告が適切に行われなかった」「その他本会が不適当と認めた」場合は、補助の取消・返還となります。
- (2) 事業年度終了後、本会が定める期間内に「実績報告兼精算書」、「事業報告・決算書」の提出が必要です。なお、令和2年度の事業報告から、利用者の実人数について報告していただくことになりました。
- (3) 事業年度終了後、補助金に残額が生じた場合は、精算（返納）が必要です。
- (4) 隣接もしくは1カ所の拠点で複数の団体が活動する場合、1つの団体に対しての交付とする。その場合には、団体は相互の連携を図り補助金を活用すること。
- (5) 補助金は、予算の範囲内で交付します。
- (6) 補助要件は、補助率や上限額等を見直すことがあります。

## 7 申請窓口・問い合わせ

社会福祉法人柏市社会福祉協議会 地域福祉課 体制整備グループ

〒277-0005 柏市柏5-11-8 介護予防センターいきいきプラザ1階

電話04-7163-1200 Eメール sasaesai@kashiwa-shakyo.or.jp